

緊急事態等における通信確保のあり方について

【担当省庁】総務省

市町村における取組

(現状・課題)

携帯電話は、日常生活はもとより、事故や災害など緊急事態における通信手段として住民の安全・安心確保の面からも欠くことのできないものであるが、山間部においては、利用キャリアにより通信が出来ない地域やそもそも携帯電話が使えない地域がある。

そのような地域の生活道路の中には、急峻な地形で勾配もあり狭隘な箇所も多いことから、降雨時の落石、崩土等の自然災害、冬季の積雪や路面凍結による交通事故の発生率が高く、災害や事故発生時における人的被害を抑える観点から即時通報手段の確保が必要である。

さらには、近い将来発生するといわれる南海トラフ地震では壊滅的な被害の発生が予想されることから、災害時の連絡手段・情報収集手段の確保も急務である。

しかしながら、過疎地域等では、地理的条件や事業採算上の理由から、携帯電話事業者単独による整備はもちろんのこと、地方自治体が主体となって整備しようとしてもエリア化が進みづらい課題があり、エリア化がなされない。

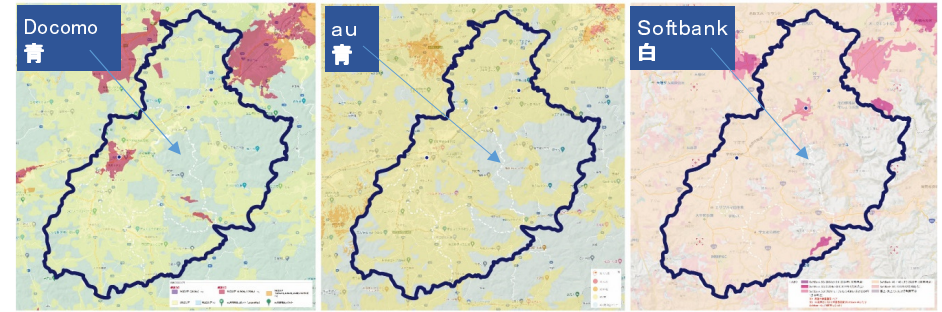
併せて、携帯電話の不感地域があることにより、地方創生の取組みとして移住定住者の増加や観光客の誘致を図りにくいという課題がある。

また、観光地の中にも、携帯電話が繋がりにくい場所や、圏外になる場所が多くあり、必要な情報が得られないため、改善を求める声が寄せられている。

今年度より、国の携帯電話等エリア整備事業において、一部事業者によりエリア化された地域については補助対象とされたが、不感地域における一社整備の補助割合が1/2から1/3へ減少となり、事業者の複数参画を得ることが難しい地域では、不感地域の解消に向けて懸念がある。

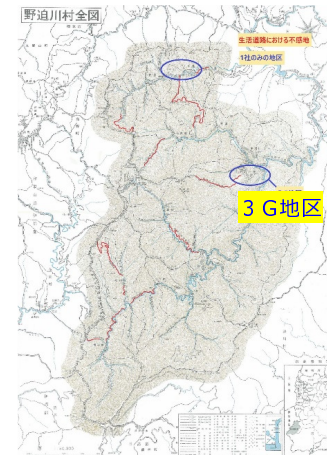
また、全ての携帯電話キャリアが利用できるよう事業者に対して改善を求めているが、十分な対策が講じられていない。

【宇陀市の圏外エリア】



【野迫川村の圏外エリア】

赤線・・・生活道路における不感地  
青枠・・・1社のみエリア化されている地区



国にお願いすること

携帯電話等エリア整備事業の補助拡充や携帯電話事業者への事業参画への働きかけをお願いしたい。

【担当部署】 奈良県市長会・奈良県町村会